

# ■ 緊急事態宣言時における課外活動再開の条件について

2021年1月8日時点

課外活動の再開には、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 学生団体に対して、本部を設置するキャンパスから許可が下りていること
- ② 個人に対して、所属学部から許可が下りていること
- ③ 実施する活動に対して、活動再開申請が受理されていること

上記を**すべて満たした場合に、課外活動を実施することが可能**です。同じ学生団体に所属していても、所属学部によって、一部個人の課外活動が制限される場合があります。

## ① 団体に対する本部設置キャンパス毎の活動許可状況

三田	日吉	矢上	信濃町	湘南藤沢	芝共立
○	○	○	×	○	×

## ② 個人に対する所属学部毎の活動許可状況

医学部	看護医療学部	薬学部
×	△	△

記載のない学部については、個人に対して課外活動を制限しません。

- 医学部に所属する学生は、信濃町学生課の指示を確認してください。
- 看護医療学部、薬学部に所属する学生は、一部の学生を対象に活動再開を不許可とします。詳細は所属学部の指示を確認してください。

## ③ 活動再開申請について

- 「緊急事態宣言時における課外活動再開申請の手引き」を参照の上、手続きすること。
- 活動時間は6時から18時までの間、1日3時間以内。
- 会長と相談のうえ、会長による活動理由書を作成してもらうこと。
- 受理／却下の状況は学生団体活動支援システムより確認可能。

## ■ 学内施設の利用可否

- 各キャンパス内の施設の利用可否は、本申請とは別に、各キャンパスの施設が独自に判断するものです。利用にあたっては当該キャンパスおよび施設の利用可否を確認し、指示に従ってください。**施設が利用できない場合は、再開申請を行わないこと。**

学内施設の利用可否については塾生サイトを参照してください。

- 塾生サイト 新型コロナウイルス感染症への対応（塾生向け）

<https://www.students.keio.ac.jp/com/class/schedule/covid-19.html>